

【表紙】

|                |                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                                            |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                                 |
| 【提出先】          | 関東財務局長                                                                             |
| 【提出日】          | 2026年3月25日                                                                         |
| 【会社名】          | 日本カーボン株式会社                                                                         |
| 【英訳名】          | Nippon Carbon Co., Ltd.                                                            |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 宮下 尚史                                                                      |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | —                                                                                  |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都中央区八丁堀一丁目10番7号                                                                  |
| 【縦覧に供する場所】     | 日本カーボン株式会社大阪支店<br>(大阪市北区西天満4丁目11番22号(阪神神明ビル内))<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長宮下尚史は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは炭素製品及び炭化けい素製品の製造及び販売が主な事業内容であり、複数の工場で製造した製品を複数の営業拠点を通じて販売活動を行っていることから、重要な事業拠点の選定には各事業拠点の規模を適切に把握することが可能な売上高を利用してあります。

各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループは炭素製品及び炭化けい素製品の製造及び販売が主な収益獲得活動であり、その過程で多額に計上される勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、買掛金及び有形固定資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

なお、選定した重要な事業拠点に係らず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積や予測を伴う重要な勘定科目にかかる業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務を確認した結果、財務報告へ影響を及ぼす重要性の高い業務プロセスは認められなかったため、評価対象に追加すべき業務プロセスはないと判断しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。